

## ケッラー 『古典期ローマ法による争点決定と判決について』 (一)

著者	岡 徹
雑誌名	關西大學法學論集
巻	55
号	2
ページ	370-385
発行年	2005-07-25
その他のタイトル	Freiedlich Ludwig Keller, Ueber Litis Contestation und Urtheil nach classischem Romischem Recht, Zurich, 1827 (1)
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/12206">http://hdl.handle.net/10112/12206</a>

〔翻訳〕

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』(一)

岡 徹

ケッラー Friedrich Ludwig Keller, Ueber Litis Contestation und Urtheil nach classischem Römischem Recht, Zürich, 1827 〇日  
本語訳である。

最初に、献辞がある。

Seinen hochverehrten Lehren von Savigny und Hasse als Zeichen seiner Hochachtung und Dankbarkeit gewidmet vom  
Verfasser.

序 言

われわれの新しく発見された原典により本来は初めて開かれ、また、一つの通常の扱いができるようになった理論に疑いもなく  
属するのが、その名によってももちろん長く知られ、またしばしば言及される必要的更改 *Novatio necessaria*、ならびに、われわれ  
が「訴訟的消耗」という表現で呼ぶことができる法理念はなおさらである。——二つの概念は、その範囲からすれば重要な部分で  
一致し、しかし、それらのおのおのは、ある重要な側面からすれば、その限界が他方を超えて横たわっている。

古典的な原典の説明にとってのこの対象の重要性は、比較的長い間、私のそれへの注意を引き、そして、この点において、多く

の人におこっているであろうと同じように、ガ、イ、ウ、ス、の Institutionen をその他の原典の解釈に利用することを私に励起する。そこで、すでに私の論文 Inaugural Dissertation は、この努力の試みを含んでおり、そして、それが受け入れられ、また評価された態様は、踏み入れた領域にやや長くともどまり、そして、開始された研究を少し広く拡張する勇気を私に与えた。

その際、あの更改と消耗は、争点決定、Litis Contestatio と判決、Urtheil の最も重要な効果に属し、またしたがって、この両制度の全体意味において、および全体意味とともにのみ、正当に把握されまた理解されうる、ということを見落とすことができず、これに対応してまた、それらは、そこから新しい関心と、またわれわれの判断にとって新しい素材を獲得するに違いない。

そこで、争点決定と判決の全理論の新しい作業は、われわれの狙いがつねにとりわけそこに向けられているところの、あの特別な点のために必要と思われるのみならず、それ自体にとつてもまた、少なくとも余計なものであるということはないと思われる。そして、私は、すでに与えられたものをふるいにかけて、整理したり、また、おそらくは完成されたひとつの外面的体系へと一般的割合にしたがって持ち込むという意図においてはではなくて、われわれの増加した原典が示すように思われるところを、すでに知られたことから簡単に説明し、そして、それを関連性が要求するかぎりでひとまとめし、そして、発見された帰結を可能なかぎりただちに再び原典の解釈に利用するという、確固とした構想をもって、それを試みる。

したがって、ひとつには、われわれが訴訟的消耗およびそれと関連することに、とくに詳しい説明をするということ、第二に、われわれがエクセグーゼを一定のひいきをもって扱っており、そしてそれが、実体的帰結の僅かな確定にとって不可避に必要であろうよりも拡張されている、ということに不審の念はいだかれないだろう。

したがって、われわれは、手ごろで表面的な概観がある程度妨げる危険をおかして、あえて真のエクセグーゼ上のエピソードをときおりする。——そして、第三に、われわれは研究を古典的な法に、すなわち古い通常訴訟の時期に限定する。これは、いづれにしても、以下の叙述が、まもなく、われわれにとくに関心をもたせる制度がまさしく、あの比較的古い訴訟制度とくに親密に關係するかということを示すであろう、ということだけからして、推奨される。したがって、われわれは少なくとも恣意的で強引

な分離の、そしてそこからくる、歴史的 一体性と完全性の欠乏の非難をおそれることはない。

最後に、本書の拡大されたプランにおいてさえ、争点決定 *Litis Contestatio* と判決という両方の法制度をその実体的効果において考察することのみが本来の目的であり、その訴訟的成立、形式、意味においてではない。なぜなら、とりわけ、判決はどのようにして成立し、そして既判力を得るかということの態様については、端的に言えば、判決の訴訟的、全側面については、何ら問題とならないであろう。というのは、これは、当然であるが、あるいは、周知のことと前提され、あるいは、他の作業に委ねられてよいからである。

同様に、非常に注目すべき判決債務訴権 *Actio indicata* がわれわれによって議論されるのは、まったく下位のレベルにおいてのみであり、そしてわれわれの本来の対象が必然的にそれ自体にもなっているより以上におよぶことない範囲においてであって、また、この素材の、訴訟的側面の綿密な顧慮なしの包括的扱い、またしたがって、われわれをあまりの広範囲に導くであろうような研究は、うまくゆかないであろうから、とくにそれには、特別の節は与えられない。

これに対して、争点決定 *Litis Contestatio* の側面で、われわれの本来の対象の研究の完璧性および明瞭性にとって危険なしには、右の分離は、それほど容易には、貫徹されることができないように思われる。

争点決定 *Litis Contestatio* の形式的側面の理論は、すなわち、現時点ではなお、完全にムチャクチャである。いったい *Litis Contestatio* は、本来は何であり、また何を意味するか、どんな行為がこの名をもつか、というまず第一の問いが答えられていない、ということに争いが無い。そして、この理論においては原典も不完全であるけれども、私が信じるように、はるかに、それらがわれわれに教えるために、ときにはたしかにたんにかすかな示唆において、含んでいるものから、まだすべてが汲み尽くされてはいない。

われわれの時代に新しく発見された貯蔵品は、たしかに、この理論のために何らかの特別な解明を含まず、われわれがそれによってローマの民事手続一般について獲得したところの、果てしなくより明確な観念のみであり、訴訟のあらゆる理論におけるの

と同じく、ここでもまた、存在する原典の利用と解釈に際して、われわれにとって非常に重要な役に立つにちがいない。

もし、一般的に、当面の法制度の形式的意味についての明瞭で正当な見解が、その実体的効果の根本的理解に常に非常に役立つ、そして逆にまたこれによって、それに応えて獲得するならば、このことは、争点決定 *Litis Contestatio* の場合には、これについての以下の叙述にはその証拠が十分に含まれているように、まったく特別の程度において当てはまる、ということが付け加わる。

それゆえに、私は、その歴史的関連における争点決定 *Litis Contestatio* の形式的意味についての、とりわけ私の見解を説明することが必要であると考ええる。その際、原典の比較は、それを手がかりに何が多少なけれ蓋然性のある仮説として、そして、何が原典によって証明された事実として、考察されるべきかを、おのずから示すであろう。

## 内容の概観

### 第一卷

争点決定の訴訟的意味について

#### 第一章 (一頁—一四頁)

争点決定の歴史および異なる訴訟形式へのその関係。法律訴訟と方式書訴訟。——Festus v. Contestari. *Litiscontestatio* の語の、狭い意味と広い意味、起源の意味と派生した意味。

#### 第二章 (一五頁—三二頁)

文献の歴史。——三個の主たる見解。——第一のもの：Cujacius, Goldschmidt, Winckler, Glück (一六頁—二〇頁)。——第二のもの：Heffter, Göddäus, Gundling, Menardus など (二〇頁—二四頁)。——第三のもの：Janus a Costa (二四頁—三二頁)。

#### 第三章 (三二頁—三七頁)

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』(一)

争点決定が法廷 in Jure 手続に属するもの、Festus v. Contestari による証明

第四章 (三八頁—五七頁)

続き。その他の証明文および理由——L. L. 16. 17. De procuratoribus. (三八頁)。L. 8. § 2. eod. (三九頁)。L. 25. De R. V. (四一頁)。L. 25. § 8. De aedil. ed. (四二頁)。L. 1. § 2. De feriis. L. 28. § 4. De iudiciis (四四頁)。§ 2. ib. (四九頁)。L. 14. De his qui not. infra. (五一頁)。Gellii N. A. Lib. 5. c. 10. (五二頁)。Lis contestata への Iudicium acceptum の時点の同一 (五四頁)。L. 1. pr. De publicanis (五六頁)。L. 5. pr. eod. (五七頁)。

第五章 (五七頁—六六頁)

続き——L. un. C. De his contestatione (五八頁) および L. 10. § 2. D. Si quis cautionibus (六四頁) の側からの異論の反証。

第六章 (六六頁—六九頁)

用語。

第二卷

序 第七章 (七二頁—八一頁)

争点決定と判決の、当面の法律関係への実体的効果の説明概説

第一部

争点決定 *Litis Contestatio* の効果について

第八章 (八二頁—八七頁)

訴えの消耗（八二頁）——直接のおよび間接的（八二頁）。消耗のこれら両種の間の外的限界づけ（八三頁）。

#### 第九章（八七頁—八九頁）

とくに直接的消耗。いわゆる必要的更改 *Nouatio necessaria*。これが真の更改であるかどうか、しかも、あるいは事実上（八八頁）、あるいは表現上（九二頁）。

#### 第一〇章（九七頁—一〇二頁）

必要的更改 *Nouatio necessaria* および任意的更改 *Nouatio voluntaria*。

#### 第十一章（一〇三頁—一一〇頁）

間接的消耗。——審判人手続に持ちこまれたとの抗弁 *Exceptio rei in iudicium deductae*（一〇五頁）。

#### 第十二章（一一一頁—一二〇頁）

直接的消耗と間接的消耗の間の限界づけの理由。——第一のものの三条件。——法定訴訟 *Iudicium legitimum*。——法定訴訟と *Iudicia legitima* と命令権にもとづく「訴訟」*imperio continentia* の間の対立の意味（一一一頁）。二個の他の条件、対人訴権 *Actio in personam* および法にもとづいて作成された方式書 *Formula in ius concepta*（一一七頁）。

#### 第十三章（一二〇頁—一二五頁）

訴訟的消耗の理論の古い原典と新しい原典の関係（一二〇頁）。この理論の細部の下絵（一二二頁）。および、なぜこれの詳細な説明がさしあたり放棄され、そして後の部に延ばされるのか（一二三頁）。

#### 第十四章（一二五頁—一三〇頁）

争点決定 *L.C.* の積極的效果。あるいは、必要的更改 *Nouatio necessaria* の要素として、あるいは、これが発生しない場合において（一二五頁）。争点決定 *L.C.* の個別的实际的結果への移行（一二九頁）。

#### 第十五章（一三〇頁—一三八頁）

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』（一）

I. 訴えの消滅時効の中断 (一二三〇頁)。訴訟の消滅時効のローマ的理念 (訴訟 *Iudicia* の死 *Expirare, Mori*)、しかも法定訴訟 *legitima iudicia* と命令権にまつて訴訟 *Iudicia quae imperio continentur* の区別をまつて (一二三二頁。一二三三頁)。F. ウェナーリス *Juvenal* の原典 (一二三六頁) およびセルウィウス *Servius* の原典 (一二三七頁)。

第二六章 (一二三九頁—一四五頁)

訴訟の消滅時効に関するパンデクテンの原典。L. 32. *De iudiciis.* の解釈。

第二七章 (一四五頁—一五四頁)

さらに L. 18. § 4. *De dolo malo.*

第二八章 (一五四頁—一六一頁)

同じ関係における他の若干の原典の簡単な通読。

第二九章 (一六一頁—一六五頁)

訴訟の消滅時効の制度のその後の運命。

第二〇章 (一六六頁—一六九頁)

II. 相続人への訴えの移転、争点決定 *L.C.* の結果として。

第二二章 (一六九頁—一七二頁)

III. 訴訟の結果においてなされるべき給付の態様と大きさについての規準点としての争点決定 *L.C.*。

第二三章 (一七二頁—一九四頁)

IV. 訴えが基礎づけられているか、あるいは、いないかどうかという問題についての規準点としての争点決定 *L.C.*。

詳しくは、

(a) 所有権の訴えとその他の対物訴権 *in rem actiones* の場合 (一七三頁)。L. 10. *De usufructu accrescendo* の説明 (一



七七頁)。

(b) 対人訴権 *actiones in personam* の場合 (一八〇頁)。Gaii Comm. IV. § 114. (一八〇頁)。誠意訴訟 *bonae fidei iudicia* と厳格法の訴訟 *stricti iuris iudicis* の間の区別 (一八五頁)。後者について認められた規則の説明 (一八八頁)。

(c) 一定の訴えの場合の占有の付属品に於ける争点決定の意味 (一九〇頁)、および特有財産についての訴権 *Actio de peculio* などの場合の有責判決 *Condemnatio* の抑制に於ける争点決定の意味 (一九三頁)。

### 第二三章 (一九四頁—一九六頁)

争点決定 *L.C.* が原因として、あるいは、基準時点として、話題となる他のいくつかの規定。

## 第二部

判決およびその効果概説

### 第二四章 (一九七頁—二〇〇頁)

対象のより詳細な表示 (一九七頁)。判決の積極的および消極的、二重の効果の言明 (一九九頁)。その注目すべき二重の形式および争点決定 *L.C.* の効果とのこの並行性 (二〇〇頁)。

### 第二五章 (二〇〇頁—二〇六頁)

判決の直接的効果…有責であるとする判決の場合における更改 (二〇二頁) およびその実際の意味 (二〇二頁)。免訴の場合における更改のない直接的効果 (二〇三頁)。

### 第二六章 (二〇六頁—二一〇頁)

並行する、判決の間接的效果 (二〇六頁)。既判物の抗弁 *Exceptio rei iudicatae* (二〇七頁) および審判人手續へ持ちこまれたいの抗弁 *Exceptio rei in iudicium deductae* へのその関係 (二〇九頁)

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』(一)

第二十七章 (二一〇頁—二二九頁)

判決債務訴権 *Actio iudicati* および訴訟的消耗の機関としての既判物の抗弁 *Exceptio rei iudicatae* により、どの程度、判決の  
実目的目的が遂げられるか (二二〇頁)、とくに対物訴権 *in rem actio* の場合 (二二一頁)。この場合の手續 (二二三頁)、  
二重の判決 (二二五頁)。一定の判決の積極的内容の保護のための法的手段の必要性 (二二九頁)。

第二十八章 (二二二頁—二二九頁)

この必要性に対応する、既判物の抗弁 *Exceptio rei iudicatae* の第二の機能の証明 (二二二頁) またしたがって、そのいわ  
ゆる積極的「機能」と消極的機能の間の対比の「証明」(二二三頁)。前者のための例 (二二四頁)。

第二十九章 (二二九頁—二三三頁)

既判物の抗弁 *Exceptio rei iudicatae* の両機能の同時存在へのあるかもしれない疑問の除去 (二三〇頁)、および消極的機能が  
明確に現れる事例の証明 (二三二頁)。

第三十章 (二三四頁、二三五頁)

この区別が見えるようにならない事例。——審判人手續へ持ちこまれたとの抗弁 *Exceptio rei in iudicium deductae* と既判物  
の抗弁 *Exceptio rei iudicatae* の間の関係についておよび前者がめったに使用されないこと「について」の観察。

第三十一章

この「第二」部の内容への、そして、争点決定 *L.C.* の効果の、上述において認められなかった理論との関連への回顧。——  
さらなる課題の確定とその解決のプラン。

### 第三部

既判物の抗弁 *Exceptio rei indicatae* の客観的關係について

第三章 (二三九頁—二四一頁)

既判物の抗弁 *Exceptio rei indicatae* のための規則の仮の確定。

第三章 (二四一頁—二六〇頁)

消極的機能のための規則とその例 (二四一頁)。消耗の対象の外的標識としての訴えの方式書の請求表示 *Intentio* (二四四頁)。確定の不当利得返還請求訴権 *Conditiones certi* の場合 (二四七頁)、事実訴権 *Actiones in factum conceptae* および対物「訴権」*in rem* の場合 (二四八頁)、不確定の不当利得返還請求訴権 *Conditiones incerti* の場合 (二五二頁)。

第三章 (二六〇頁—二八三頁)

若干の文の吟味、あるいは、第三章および第三章に含まれた主たる規則の明確化のために、あるいは、前者の証明の目的で。

第三章 (二八三頁—二九五頁)

個々の結果文および疑問。——成立原因の同一 (二八三頁)。突発的原因 *Causa superveniens* (二九二頁)。

第三章 (二九五頁—三〇〇頁)

続き。——既判物の抗弁 *Exceptio rei indicatae* は、原告の権利自体が調べられたのではなく、原告はたんに被告のところに存在しない占有關係のゆえに斥けられたならば、発生するか？

### 第四部

既判物の抗弁 *Exceptio rei indicatae* の主観的關係について

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』(一)

第三章 (三〇一頁—三〇三頁)

人の同一 (三〇一頁)。訴訟における代理 (三〇二頁)。

第三章 (三〇三頁—三〇四頁)

既判物の抗弁 *Exceptio rei indicatae* の消極的機能のための問題の提起。

第三章 (三〇四頁—三一四頁)

誰が審判人手続へ持ちこ込まれるか? — *ガ、イ、ウ、ス* によると (三〇四頁)。後期古典期の原典によると (三〇六頁)。両者の間の相違。

第四章 (三一四頁—三三三頁)

まさに言われたことの精査と基礎づけのための若干の観察。——追認についての担保 *Cautio de rato* (三一五頁)。早期の「見解」から後期の見解へ (三三二頁)。

第四章 (三二八頁—三三二頁)

第三九、四〇章の内容に対する疑問と異論、比較的新しい古典法に関して——利用された原典の性質。代訟人 *Cognitor* と委託事務管理人 *Procurator* の古典的区別およびユースティニアヌスの法におけるその廃止 (三三四頁)。その理由によるインテルポラーテーター (三三五頁)。出席の委託事務管理人 *Procurator praesentis* と欠席の *absentis* それおよび法典編纂者によるこの対比の取り扱い (三二八頁)。利用された文の個性による右の疑問の反駁 (三三一頁)。

第四章 (三三二頁—三四九頁)

第三章、第四章の内容に対する疑問と異論、対比された側面による、すなわち比較的古い古典法に関して (三三二頁)。三個の文とその説明、——L. 25. § 2. *De exc. r. i.* (三三三頁)。L. 7. § 2. *De curatoribus furioso* (三三五頁)。L. 22. § 8. *Ratam rem haberi* (三四六頁)。

第四章 (三四九頁—三五五頁)

誰に對して、審判人手續に持ち込まれるのか。——L. 74. § 2. De iudiciis の解釈 (三五二頁)。

第四章 (三五五頁—三六二頁)

その消極的機能における既判物の抗弁 *Exceptio rei iudicatae* の主觀的關係。——人の同一 (三五六頁)。代理關係 (三五九頁)。ガ、イ、ウス、ガイ、スの時代とウルピア、ア、ヌ、ス、Ulpian の時代の間の相違 (三六一頁)。

第五章 (三六二頁—三八一頁)

定立された規則の修正と補足——既判物の抗弁 *Exc. r. i.* の単独承継人への移行 (三六二頁)。L. pen. De re iudicata の解釈 (三六八頁)。承継人 *subjectae personae* による既判物の抗弁 *Exc. r. i.* の取得 (三八一頁)。

第六章 (三八二頁—三九一頁)

判決された物は當事者の間に法を作る *Res iudicata ius facit inter partes* の規則の若干の、真の例外と假定の例外。遺贈などとの關係における相続權についての判決 (三八二頁)。

第七章 (三九二頁—四〇九頁)

身分と家族關係についての判決 (三九二頁)。L. 29. pr. De exc. r. iud. の解釈 (三九九頁)。

第八章 (四〇九頁、四一〇頁)

続き——重要ではない例外。——

## 第五部

訴訟的消耗のために發展させられた諸原則の結合と個々の適用

第九章 (四一一頁—四一九頁)

ケッター『古典期ローマ法による争点決定と判決について』(一)

既判物の抗弁 *Exc. r. iud.* の客観的および主観的範囲の両原理相互の関係——対物訴権 *in rem actiones* の場合。対人訴権 *Actiones in personam* の場合。通常の場合 (四二二頁)。一個の債務の、一方あるいは他方の側での、複数人へのありうべき関係。この関係の考えうる二種類 (四一三頁)。そのような場合における、方式書の構成についての仮説的観察 (四一五頁) および訴訟上の消耗「についての仮説的観察」 (四一六頁)。

第五〇章 (四一九頁—四三二頁)

先行する章でなされた想定の実現性。——個々の場合。I. 特有財産についての訴権 *Actio de peculio* および利益転用物についての訴権 *Actio de in rem verso* (四二〇頁)。最初のもの形式の性質 (四二二頁)、後者の「形式的性質」 (四二八頁)、およびそれらの相互の形式的関係 (四二九頁)。これらの訴えの場合の消耗 (四二九頁)。

第五一章 (四三二頁—四三五頁)

II. 船主訴権 *Actio exercitoria* (四三二頁)、III. 支配人 [訴権 *Actio*] *institutoria* (四三二頁)、IV. 命令 [訴権 *Actio*] *quod iussu* (四三三頁)、V. 分配 [訴権 *Actio*] *tributoria* (四三四頁)。

第五二章 (四三五頁—四五〇頁)

VI. 保証人の主債務者に対する、および複数の保証人の相互の、関係。他方の提訴による一方の解放。——この規則の根拠 (四二八頁)。訴えの方式書の関係 (四三九頁)。共同連帯債務者 *Correi debendi* および [共同] 連帯債権者 *Correi credendi* (四四二頁)。一個の債務の多様な直接的・主観的関係の可能性 (四四三頁)。破壊的効果の種々の拡張。どんな事実が右のような債務に「その効果を」現すか。その客観的存立と主観的関係の間の相違による (四四六頁)。この観点における争点決定 I. C. と判決についてのローマ法 (四四九頁)。主債務者と保証人の関係と共同連帯債務者間の関係の同等 (四五〇頁)。

第五三章 (四五二頁—四五四頁)

主債務者と委任者の間の、そして複数の委任者の間の種々の関係。

第五章 (四五四頁—四七九頁)

二個の文の解釈——L. 29. De liberatione legata (四五四頁) と Cicero ad Atticum XVI. 15. (四六一頁)。

第五章 (四七九頁—四九六頁)

訴えの競合の理論のための訴訟的消耗の意味。

第六章 (四九六頁—五〇九頁)

過多の請求 Pluspetitio の理論の、訴訟的消耗の原理への関係。

## 第六部

訴訟的消耗の実際的不利益に対する手段

第七章 (五〇九頁、五一〇頁)

## 序

第八章 (五一〇頁—五二六頁)

不確定の不当利得返還請求 *Conditiones incerti* (五一〇頁)。そのために定立された消耗の規則の回顧 (五一—頁)。日常の流通へのその厳格な実行の不利益およびそれに対する手段。—前書 (五二—頁)。1. 期日が到来した物の訴訟が行われるようにとの前書 *Prascr. Ea res agatur cuius rei dies fuit. Gajus Comm. IV* の主な文およびその説明 (五二—頁)。誤った基本見解の反駁 (五一—四頁)。Cic. de Oratore I. 36. 37. (五二—頁)。右の前書の真の意味 (五二—五頁)。

第九章 (五二六頁、五二七頁)

(2) 前書 *Prascriptio* 握取行為の土地について訴訟が行われるよ、*Ea res agatur de fundo mancipando.*

第六章 (五二七頁—五二九頁)

第八章および第九章に含まれた例から抽象化された、訴訟的消耗のための前書の一般的意味 (五二—七頁)。同様の規定に

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』(一)

おけるその他のありうる前書の例 (五二八頁)。

第一章 (五三〇頁—五四三頁)

不確定の不当利得返還請求 *Conditioes incerti* の、しかるべき提訴、この懈怠の結果およびそれに対する手段 (五三〇頁)。  
 原状回復 *Restitutio in integrum*、悪意の再抗弁 *Replicatio doli* (五三二頁)。これら相互の関係 (五三四頁)。消耗の規則自体が、後期古典期法律家の時代に、この関係において変化したかどうか (五三五頁)。この場合に疑問を引き起こしうるいくつかの文およびその説明。L. 23. *De exc. r. iud.* (五三六頁)。L. 22. *eod.* (五三八頁)。L. 20. L. 21. *pr. eod.* (五四〇頁)。

第二章 (五四四頁—五四五頁)

特有財産についての訴権および利益転用物についての訴権 *Actio de peculio et de in rem verso*。——消耗の原則がここでは非常に圧迫的になりうる理由 (五四四頁)。救済手段の二重の種類の報告および事例の分離 (五四五頁)。

第三章 (五四六頁—五五五頁)

続き。I. 組合員 *Socii*。——特有財産についての訴権 *Actio de peculio* の場合の対抗手段 (五四六頁)。共有の対象 (五四八頁)。ローマ人の場合の不ぞろいな見解 (五五〇頁)。——利益転用物についての訴権 *Actio de in rem verso* の場合の物の取り扱い (五五二頁)。両方の訴権 *Actiones* について個々に定立された規則の結合 (五五二頁)。ありうる事例 (五五三頁)。

第四章 (五五五頁—五六〇頁)

続き。I. その他の事例。——その他の対抗手段およびその適用の事例 (五五六頁)。この対抗手段の一般性 (五五九頁)。

第五章 (五六〇頁—五六二頁)

船主、支配人、命令、分配訴権 *Actiones exercitoria, institoria, quod iussu, tributaria*。

第六章 (五六二頁—五七一頁)

共同連帯債務者 *Correi* および保証人——決して直接的でない対抗手段 (五六二頁)。保証契約の特別の表現、消耗の不利益に



対する保護手段として（五六三頁）。複数の共同保証人の相互の関係。誓約人 Sponsors および信約人 Fidepromissores（五六七頁）。信命人 Fideiussores（五六八頁）。

第六七章（五七一頁—五七三頁）

組合訴権 Actio pro socio の、債務者がなすことができないことと id quod debitor facere potest への制限（五七一頁）、および有責判決の同様の制限をともなったその他の事例（五七三頁）。

第六八章（五七三頁—五七八頁）

偽りの後見人についての告示 Edictum quod falso tutore.

第六九章（五七八頁—五八〇頁）

消耗が特別の規則によってではなくて、政務官の一般的な仲裁によって取り消されるいくつかの事例。

第七〇章（五八一頁—五八六頁）

既判物の再抗弁 Replicatio rei iudicatae.

第七一章（五八六頁—五九二頁）

L. 9. § 1. De exc. r. iud. の解釈。

第七二章（五九二頁—六〇〇頁）

L. 16. § 5. De pignoriibus. の解釈。

訳者による追加

Friedrich Ludwig Keller (1799-1860) 著、Johann Christian Hasse (1779-1830) 訳、Gerd Kleinheyer/Jan Schröder (Hrsg.) Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, C. F. Müller Verlag, Heidelberg 参照せよ。

ケッラー『古典期ローマ法による争点決定と判決について』（一）

七五（三八五）